

令和元年10月30日

再任用制度（制度の概要）及び 再就職規制について

東京高等裁判所人事課任用第二係

人事統計											
定年退職者、既に退職済み者											
既に退職、尚未登録者											
定年退職者	1,217	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177
既に退職済み者	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177
既に退職、尚未登録者	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177
合計	3,571	3,571	3,571	3,571	3,571	3,571	3,571	3,571	3,571	3,571	3,571
備考	※「既に退職、尚未登録者」欄に記載する場合は、該年度に登録する予定を示す。										
備考	※「既に退職済み者」欄に記載する場合は、該年度に登録する予定を示す。										
備考	※「既に退職者」欄に記載する場合は、該年度に登録する予定を示す。										

対象者

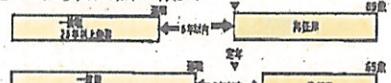
1 定年退職者

○一般定年退職者の再任用



2 定年退職日以前に退職した者のうち、
25年以上勤続し、退職日の翌日から5年経過する
までの間の者

○一般職定年退職者の再任用



※いずれも再任用する官職の定年に達している者

任用・任期

任用の方法	従前の勤務実績等に基づく選考採用
任期	1年
再任用可能期間	65歳に達する日以後の最初の3月31日まで
任期の更新	更新直前の任期における勤務実績が良好な場合に、本人の同意を得た上で、1年以内で更新可能。 再任用可能期間内で再度の更新も可能。

勤務時間・休暇

勤務時間

フルタイム勤務(週38時間45分)

短時間勤務の場合は週15時間30分から31時間までの範囲内

休暇

定年前と同様

【年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇】

俸給

○ 俸給月額:職務の級ごとに設定した俸給月額

正課員		再任用公務員	
省庁官・通訳官・嘱託職業官・地方議員	4級以下		
行・跡職官(准監督官員合計)	5級以下		
行・跡公務員助役	6級以下		
行・跡公務員	2級以下		
監視(准監視)	2級		
行政職俸給表(一)			
職務の級	1級	2級	3級
俸給月額	187,700円	215,200円	235,200円
	274,600円		
行政職俸給表(二)			
職務の級	1級	2級	3級
俸給月額	183,800円	204,700円	223,200円
	238,400円		

○ 异給制度:なし

諸手当

(H31.4現在)

【支給される手当の例】

- 通勤手当
- 地域手当
(員外保険はない。)
- 超過勤務手当
- 期末・勤勉手当
- 広域員外手当
- 寝日宣手当
- 單身赴任手当
- 休日給
- 俸給の調整額

【支給されない手当の例】

- 扶養手当
- 住居手当
- 寒冷地手当

その他の事項

共済組合	フルタイム職員は加入
雇用保険	フルタイム職員は加入
宿舎	フルタイム職員は、定年前と同様に貸与
服務・能率・分限・公平・災害補償等における取扱い	定年前と同様
自己啓発休業 配偶者同行休業	適用除外

再任用までのスケジュール

1 再任用意向聴取

- 定年退職の3年前の春に実施
- 再任用の希望の有無、任地、官職(職種)、職務内容、勤務形態等の希望を聴取

2 再任用意向確認

- 定年退職の1年前の春に実施
- 再任用意向聴取の結果を踏まえた聴取(退職後の住所予定地、健康状態、家族の状況等も含む)
- 可能な範囲で受入可能庁や職務を提示

再任用の選考について

- 定年退職前の秋から冬にかけて実施
- それまでの経歴、勤務成績、勤務状況、健康状態等を考慮し、書面審査や面接を行う。
- 遅くとも1月中旬頃までには選考結果を通知

10

【参考】

- 人事院給与局生涯設計課「国家公務員の再任用制度」
<http://www.jinji.go.jp/shougai-so-go-joho/work/index.html>
- 内閣官房内閣人事局「再任用を希望される皆様へ」
http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/h31_saininyou.pdf
- 人事院ホームページ「国家公務員生涯設計総合情報提供システム」
<http://www.jinji.go.jp/shougai-so-go-joho/>

11

再就職規制

- 他の職員の再就職依頼・情報提供の規制
(あつせん)
- 在職中の求職の規制
- 再就職者による依頼等の規制(働きかけ)
- 再就職情報の届出義務

12

他の職員の再就職依頼・ 情報提供の規制(あっせん)



他の職員を再就職さ
せるために
他の職員・職員D



現職の職員 ○他の職員の情報提供
○再就職先の情報の提供を依頼
○再就職の要求・依頼

営利企業等

※国や地方公共団体は除く
例:弁護士法人、弁護士会、
司法協会、法テラス、大学等

13

在職中の求職の規制



自己が再就職するため
に



行(→5歳以上) ○自己に関する情報の提供
現職職員 ○再就職先の情報の提供を依頼
○再就職を要求・約束

利害関係企業等
例:事件の当事者である営
利企業等、
検察審査会へ審査の申立
てをしている営利企業等、
裁判所との間の契約を締結
している営利企業等

14

再就職者による依頼等の規制(働きかけ)



離職後2年以内に、
契約等の事務に関し



営利企業等に再
就職した元職員 ○契約を有利にするよう要求
○公になっていない情報の提
供を要求するなど

職員

※働きかけを受けた職
員にも届出義務あり

再就職の約束をした場合の届出

対象 在職中の職員(再任用職員含む)

行為 営利企業等に再就職することを約束

届出 速やかに任命権者に届出

16

管理職職員が再就職する場合の届出

対象	管理職職員(行(一)7級I・II種、行(一)8級以上の職員)
内閣府規	離職後2年以内
公益法人等の法人の役員等	営利企業以外の事業団体(報酬を得る場合)及び営利企業
届出時期	再就職前
届出機関	行政執行法人以外の独立行政法人等に再就職 最高裁判事、執行官、調停委員、臨時的任用職員等になった場合

17

【参考】

- 内閣府再就職等監視委員会事務局「国家公務員の再就職等規制」
<http://www5.cao.go.jp/kanshi/pdf/pamphlet/pamphlet.pdf>
- 内閣官房内閣人事局「国家公務員が知っておかなければならぬ再就職に関する規制」と「再就職情報等の届出制度」
http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/h2907e_aishushoku.pdf
- 最高裁判所事務総局人事局「再就職に関する規制Q&A」

18
